

1 市町村民所得の目的と利用について

市町村民所得は、市町村の経済実態を包括的に明らかにし、併せて県民経済における市町村経済の位置を明らかにします。また、市町村経済相互間の比較をすることにより、県民経済の地域的分析と地域開発施策の基礎資料を提供するものです。

市町村民所得の推計は、県民経済計算によって求められた計数を分割する方式ですが、推計作業にあたっては、データの出所の明らかなものを選定し、また、地域経済実態の反映に努め、推計の精度向上を図りました。よって、本統計が個々の企業活動、あるいは個々の統計では把握できない市町村経済を総括的に表すものとしてひとつの指標になりうるものと考えています。

次に、主として地方行政における市町村民所得の利用についての一般的な概要を示します。

- (1) 市町村という行政区域における所得の規模を明らかにすることによって、地域経済の実態を包括的に把握することができ、地方行政の指向すべき目標を設定することが可能となります。
- (2) 市町村の所得水準及び経済の成長率が明示されるため、県全体に対するそれらの位置を判別することができ、統一された概念及び推計方法に基づいた市町村間相互の比較が可能となります。
- (3) 生産面では、市町村の産業構造の実態を明らかにすることによって、所得との関連において、産業施策の方向づけが可能となります。
- (4) 長期経済計画ないし地域開発計画の策定を有効適切に行うことが可能となります。

2 市町村民所得の概念

市町村民所得とは、市町村の居住者が、ある一定期間（通常1年間）の生産活動によって新たに生み出した価値（付加価値）の貨幣評価額です。

市町村で経済活動が営まれることにより、財貨・サービスが生産され、新たな価値（付加価値）が作りだされます。この付加価値は労働、土地、資本といった生産要素の提供者にそれぞれ所得（雇用者報酬、財産所得、企業所得）として分配され、消費や投資として支出されます。このように、経済活動は、生産→分配→支出という循環を繰り返していますが、これらは同一の付加価値の流れを異なった側面から捉えたものであり、概念上の調整を加えると、生産＝分配＝支出となります。これを「三面等価の原則」といいます。

市町村においては、農業、製造業、専門・科学技術、業務支援サービス業などの各産業で生産活動を行っています。これらの各産業における生産物の総額（産出額）から、原材料・光熱費等（中間投入額）を差し引いたものが付加価値額です。さらにこれから建物、機械設備等の減耗分や生産・輸入品に課される税（純）（生産・輸入品に課される税－補助金）を除くと「純生産」の価値（要素費用表示）が得られます。この「純生産」の価値が所得として各生産要素に分配されます。

市町村民所得は資料の制約から、付加価値を「生産」と「分配」の二面から把握し、「市町村内総生産」と「市町村民所得の分配」の2系列で表していますが、前者を属地主義、後者を属人主義でとらえています。このため、居住地以外で勤務する人の生産活動は勤務地の市町村の総生産となり、所得は居住地の所得となります。

3 用語の解説

◇市町村主義（概念）と市町村民主義（概念）

市町村主義とは属地主義であり、市町村民主義とは属人主義である。前者が市町村という行政区域内で生み出された付加価値又は所得を生産にたずさわった者の居住の如何を問わず把握するものであるのに対し、後者は市町村内居住者が生産にたずさわった付加価値又は所得を就業地域の如何を問わず把握するものである。

この場合居住者とは、個人だけではなく法人企業、国、地方公共団体など経済主体全般に適用される概念である。

◇総（グロス）と純（ネット）

付加価値の評価にあたっては、固定資本減耗分を含めて評価したものを「総（グロス）概念」といい、含めないで評価したものを「純（ネット）概念」という。

◇市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは文字通り市場における売買価格をいい、要素費用表示とは各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用をいう。

両者の間には次のような関係が成り立つ。

$$\text{【市場価格表示の純生産} = \text{要素費用表示の純生産} + \text{生産・輸入品に課される税（純）（生産・輸入品に課される税} - \text{補助金）】}$$

◇一般政府

一般政府とは、他の方法によっては、効率的かつ経済的に供給されないような社会に共通のサービスを通常無償で供給し、また国家を管理し経済政策、社会政策を行うものである。一般政府には、上記の機能を果たす中央及び地方の行政機関のほか、社会保険団体や事業団など特定の非営利団体が含まれる。特定の非営利団体は、政府によって強い監督や大幅な資金供給を受けるもの、もしくは主として政府にサービスを提供することを目的とする非営利団体からなる。

◇対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、利益の追求を目的とせず、他の方法では効率的に提供しえない社会的、地域的サービスを家計に提供するものである。この点、一般政府と目的が類似しているが、民間非営利団体は個人の自発的な団体であり、その活動資金は会員の会費や個人、企業、政府からの寄付あるいは財産所得によって調達しており、管理面と資金調達面において、一般政府と異なっている。労働組合、政党、宗教団体等のほかに私立学校等がこれに含まれる。

◇固定資本減耗

建物や機械設備の減耗分として引き当てられる減価償却費と、災害等によって発生する有形固定資産の損失分である資本偶発損とからなっている。

◇生産・輸入品に課される税

財貨・サービスの生産・販売・購入または使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものをいう。財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も生産・輸入品に課される税に含まれる。

生産・輸入品に課される税の例としては、消費税、関税、酒税などの内国消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税及び固定資産税などがあげられる。

◇補助金

産業振興あるいは製品の市場価格を抑える等の政府の政策目的によって、一般政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰り入れも補助金に含まれる。補助金によって、その額だけ市場価格が低められるため、負の生産・輸入品に課される税とみなすことができる。

◇営業余剰・混合所得

生産における企業の生産活動の貢献分であり、純生産（要素所得）から雇用者報酬を引いた残差として求められ、企業会計の営業利益にほぼ該当する。

営業余剰は、市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じ、一般政府及び対家計民間非営利団体では生じない。

◇輸入品に課される税・関税

関税、輸入品商品税からなる。関税とは、関税定率表に基づいて輸入品に課す税であり、輸入品商品税とは、輸入品が税関通過の際に課税される内国消費税である。

経済活動別での産業格付けの特定化が困難であるため、欄外で一括計上している。

◇総資本形成に係る消費税

消費税は事業者を納税義務者としているが、税金分は事業者の販売する財・サービスの価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担する税であり、市町村民所得（県民経済計算）では、生産・輸入品に課される税に分類される。課税業者の総資本形成（総固定資本形成と在庫品増加）に係る消費税は、他の仕入れに係る消費税とともに事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できることになっている。この控除されて納税されない額が、総生産額中に含まれており、このままだと付加価値としては過大評価となる。

このため生産系列においては、当該消費税控除額を「総資本形成に係る消費税」として欄外で一括控除することにより、過大分の調整を行っている。

◇帰属計算

財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払が行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことを帰属計算という。代表的な例としては、生産物の自己消費、自己所有住宅（持家）の帰属家賃等がある。

◇雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額をいう。雇用者とは、市場生産者・非市場生産者を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従事者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

雇用者報酬の内訳項目は次のとおりである。

- ①賃金俸給（現金現物給与・役員報酬等・議員歳費等、給与住宅差額家賃）
- ②雇主の社会負担
 - (a)雇主の現実社会負担（医療保障、年金給付、失業保障等の雇主負担金）
 - (b)雇主の帰属社会負担（退職一時金、公務災害補償費等無基金による負担金）

◇財産所得

財産所得とは、金融資産の所有者が他の経済主体に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者が他の経済主体に対してこれらを提供する見返りに受け取る「賃貸料」をいう。

財産所得の内訳としては、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」、「賃貸料」があげられる。

◇企業所得

企業所得とは、営業余剰・混合所得に財産所得の受取を加え、財産所得の支払を除いたものとして間接的に求められる。ただし、個人企業については、家計部分と経理が明瞭に区別しがたい面があるため受取財産所得は営業用資産に関して生じたものであっても、家計の財産所得とみなし企業所得には含めない。また、支払財産所得のうち賃貸料は全額個人企業の支払として取扱い、利子部分については消費用のもの（消費者負債利子）とそれ以外の利子に区分し前者を家計の、後者を個人企業の支払と考える。

なお、営業余剰とは県内に居住する生産者の付加価値から、それに対応する期間内に発生した雇用者報酬、固定資本減耗及び生産・輸入品に課される税（純）（生産・輸入品に課される税－補助金）の合計を差し引いたものであり、企業会計でいう営業利益に相当する。したがって、企業所得は営業利益に受取利息などの営業外収益を加え、支払利息などの営業外費用を除いた、いわゆる経常利益に相当する概念といえる。

◇在庫品評価調整

国（県）民経済計算では発生主義の原則がとられており、在庫品増減は、当該商品の在庫増減時点の価格で評価すべきものとされている。しかし、期首と期末の帳簿価格の差で得られる在庫品増減額には、生産活動に伴わない価格変動による評価損益が含まれている。この変動を除去し、在庫品の物量的増減を取得時の価格で評価するための調整をいう。

4 推計方法

系列・項目	推計方法・分割指標	基礎資料名
市町村内総生産 1. 農 業 2. 林 業 3. 水産業 4. 鉱 業 5. 製造業 6. 電気・ガス・ 水道・廃棄物 処理業	<p>基本的には、各産業別に産出額から中間投入額を差し引いた付加価値額を分割指標とするが、資料の制約によりそれが困難な場合は、産出額や従業者数を分割指標とした。</p> <p>市町村別生産農業所得の対県比（平成18年度値） 県統計課推計に基づく対県比（平成19年度値～）</p> <p>就業地ベース就業者数の対県比</p> <p>海面漁業生産額、海面・内水面養殖業生産額の対県比</p> <p>就業地ベース就業者数の対県比</p> <p>市町村別粗付加価値額の対県比 ※砕石業の調整を行う。 全数調査でない年は補正する。 四分の一移動法による年度転換を行う。</p> <p>電気業 = 従業者数の対県比 ガス業 = 那覇市へ格付け 水道業 = 県 … 従業者数の対県比 市町村 … 決算より直接推計</p>	<p>基礎資料名</p> <p>沖縄農林水産統計年報 （沖縄総合事務局） 沖縄県の園芸・流通 （県園芸振興課） さとうきび及び甘しや糖 生産実績（県糖業農産課） 県農林水産部資料 経済センサス基礎調査・ 活動調査 （総務省）</p> <p>国勢調査（総務省）</p> <p>漁業生産額（農林水産省） 海面漁業生産統計調査 （農林水産省）</p> <p>国勢調査（総務省）</p> <p>沖縄県の工業 （県統計課）</p> <p>沖電統計のあらまし（沖縄電力）</p> <p>市町村行財政概況（県市町村課）</p>

系列・項目	推計方法・分割指標	基礎資料名
7. 建設業	廃棄物処理業 = 従業者数の対県比 (政府)下水道 = 「19. 非市場生産者(政府)」を参照 (政府)廃棄物処理 = 「19. 非市場生産者(政府)」を参照 公共工事 = 市町村別請負額の対県比 民間工事 = 新築家屋の対県比 修繕工事 = 固定資産税(家屋)の対県比	経済センサス基礎調査・活動調査(総務省) 西日本建設業保証(株)資料 県市町村課資料
8. 卸売・小売業	卸売業 = 年間販売額等の対県比 小売業 = 年間販売額等の対県比	商業統計調査(経済産業省) 経済センサス活動調査(総務省)
9. 運輸・郵便業	鉄道業 = 那覇市へ格付け 道路旅客 = 営業収入の対県比 道路貨物 = 事業用車両数の対県比 水運業 = 従業者数の対県比 航空運輸業 = 人キロメートルの対県比 他の運輸業 = 従業者数の対県比 郵便業 = 従業者数の対県比 (政府)水運施設管理 = 那覇市へ格付け	運輸要覧(沖縄総合事務局) 業務概況(沖縄総合事務局陸運事務所) 事業所・企業統計調査(総務省) 経済センサス基礎調査・活動調査(総務省) 航空輸送統計年報(国土交通省) 人口移動統計年報(県統計課) 照会調査
10. 宿泊・飲食サービス業	従業者数の対県比	事業所・企業統計調査(総務省) 経済センサス基礎調査・活動調査(総務省)

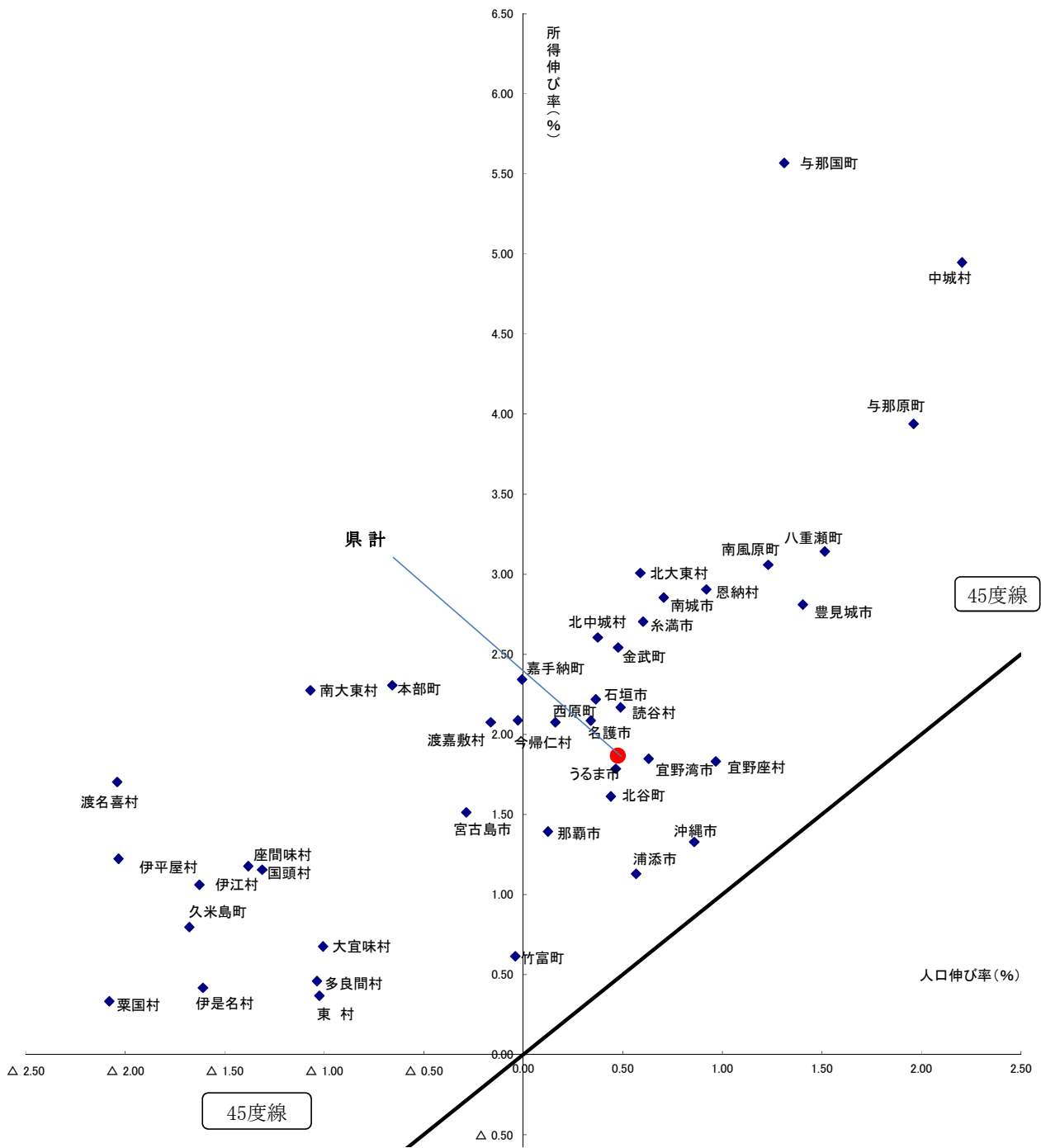
系列・項目	推計方法・分割指標	基礎資料名
11. 情報通信業	放送業 = 産出額の対県比 上記以外の情報通信業 = 従業者数の対県比	照会調査 事業所・企業統計調査 (総務省) 経済センサス基礎調査・ 活動調査 (総務省)
12. 金融・保険業	金融業 = 従業者数の対県比 保険業 = 従業者数の対県比	事業所・企業統計調査 (総務省) 経済センサス基礎調査・ 活動調査 (総務省)
13. 不動産業	不動産仲介業 = 従業者数の対県比 住宅賃貸業 = 家屋固定資産決定価格の対県比 不動産賃貸業 = 従業者数の対県比	事業所・企業統計調査 (総務省) 経済センサス基礎調査・ 活動調査 (総務省) 市町村行財政概況 (県市 町村課)
14. 専門・科学技 術、業務支援サ ービス業	従業者数の対県比 (政府) 学術研究 = 「19. 非市場生産者(政府)」を 参照 (非営利) 自然・人文科学研究機関 = 「20. 非市場生産者(非営利)」を参照	事業所・企業統計調査 (総務省) 経済センサス基礎調査・ 活動調査 (総務省)
15. 公務	「19. 非市場生産者(政府)」を参照	
16. 教育	従業者数の対県比	事業所・企業統計調査 (総務省) 経済センサス基礎調査・ 活動調査 (総務省)

系列・項目	推計方法・分割指標	基礎資料名
17. 保健衛生・社会事業	<p>(政府)教育 = 「19. 非市場生産者(政府)」を参照</p> <p>(非営利)教育 = 「20. 非市場生産者(非営利)」を参照</p> <p>従業者数の対県比</p> <p>(政府)保健衛生・社会福祉 = 「19. 非市場生産者(政府)」を参照</p> <p>(非営利)社会福祉 = 「20. 非市場生産者(非営利)」を参照</p>	<p>事業所・企業統計調査 (総務省)</p> <p>経済センサス基礎調査・活動調査 (総務省)</p>
18. その他のサービス	<p>従業者数の対県比</p> <p>(政府)社会教育 = 「19. 非市場生産者(政府)」を参照</p> <p>(非営利)社会教育 = 「20. 非市場生産者(非営利)」を参照</p> <p>(非営利)その他 = 「20. 非市場生産者(非営利)」を参照</p>	<p>事業所・企業統計調査 (総務省)</p> <p>経済センサス基礎調査・活動調査 (総務省)</p>
19. 非市場生産者(政府)	<p>国 = 職員数の対県比</p> <p>県 = 給与支給総額の対県比</p>	<p>照会調査</p> <p>事業所・企業統計調査 (総務省)</p> <p>経済センサス基礎調査 (総務省)</p> <p>県人事課資料</p>

系列・項目	推計方法・分割指標	基礎資料名
20. 非市場生産者 (非営利)	市町村 = 人件費の対県比 社会保障基金 = 職員数の対県比 従業者数の対県比	市町村行財政概況（県市町村課） 照会調査 事業所・企業統計調査（総務省） 経済センサス基礎調査・活動調査（総務省）
市町村民所得 (分配) 1. 雇用者報酬 2. 財産所得	<p>基本的には、「単位当り所得額×数量（員数）」もしくは直接所得額を把握し分割指標とするが、それが困難な場合は、従業者数等を分割指標としている。</p> <p>(市町村別1人当たり給与所得(A) × 常住地ベースの雇用者数(B)) の対県比</p> <p>(1) 一般政府</p> <p>○国 利子 = 職員数の対県比 法人企業の分配所得 = 直接推計 賃貸料 = 直接推計</p> <p>○県 利子 = 那覇市へ計上 法人企業の分配所得 = 県営住宅家賃の対県比 賃貸料 = 職員数の対県比</p> <p>○市町村 利子、賃貸料 = 直接推計 法人企業の分配所得 = 公営住宅家賃の対県比</p> <p>○社会保障基金 利子、法人企業の分配所得 = 年金徴収額等の対県比</p>	(A) : 市町村課税状況等の調（県市町村課） (B) : 国勢調査（総務省） 照会調査 経済センサス基礎調査（総務省） 県住宅供給公社資料 県人事課資料 市町村行財政概況（県市町村課） 社会保険事業年報（沖縄社会保険事務局）

系列・項目	推計方法・分割指標	基礎資料名
3. 企業所得	<p>(2)家 計</p> <p>○利子、法人企業の分配所得、その他の投資所得 = (雇用者報酬+持家を除く個人企業所得)の対県比</p> <p>○賃貸料 = 軍用地を除く固定資産税(土地)の対県比</p> <p>(3)対家計民間非営利団体 従業者数の対県比</p> <p>※軍用地料は別途推計</p> <p>(1)民間法人企業(法人企業の分配所得受払後) 市町村民税法人均等割額、法人税割額の対県比</p> <p>(2)公的企業</p> <p>○国 = 職員数対県比</p> <p>○県 = 職員数対県比</p> <p>○市町村 = 収支差引額対県比</p> <p>(3)個人企業</p> <p>○農林水産業 = 農林水産業総生産の対県比</p> <p>○その他の産業 = 営業所得者総所得金額+不申告事業者総所得金額の対県比</p> <p>○持家 = 家屋固定資産価格×持家率の対県比</p>	<p>市町村内総生産(県統計課)</p> <p>市町村行財政概況(県市町村課)</p> <p>経済センサス基礎調査・活動調査(総務省)</p> <p>照会調査</p> <p>市町村行財政概況(県市町村課)</p> <p>照会調査</p> <p>市町村行財政概況(県市町村課)</p> <p>市町村内総生産(県統計課)</p> <p>市町村行財政概況(県市町村課)</p> <p>国勢調査(総務省)</p> <p>那覇市及び沖縄県の消費者物価指数の動向(県統計課)</p> <p>市町村行財政概況(県市町村課)</p> <p>住宅・土地統計調査(総務省)</p> <p>国勢調査(総務省)</p>

【参考】 市町村所得伸び率と人口伸び率の関係 (H18～H30)



【図の見方】

- 45度線上の市町村： 「1人当たり市町村所得」が不変 (所得伸び率=人口伸び率)
 - 45度線より上側に位置する市町村： 「1人当たり市町村所得」が増加 (所得伸び率>人口伸び率)
 - 45度線より下側に位置する市町村： 「1人当たり市町村所得」が減少 (所得伸び率<人口伸び率)
- ※伸び率は、平成18年度から平成30年度までの年度間の伸び率の幾何平均。